明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○高速自動車国道に関する件
（国土交通一〇七二）　一
○道路に関する件
（関東地方整備局三五五、三五六）　一
○都市計画に関する件
（同三五七～三五九）　二
○道路に関する件
（中国地方整備局一二六）　二
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年司法試験合格者（法務省）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　八
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十四年度公害防止管理者等資格認定講習関係　五
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○国土交通省告示第千七十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道宮崎線	宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲二三七二番七から同市清武町今泉字穴ヶ迫甲二三六六番二まで	平成二十四年十月三日十五時

○関東地方整備局告示第三百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十号及び五十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
甲斐市下今井字主水三六八九番から同市下今井字上ノ山三四八一番一まで	前	二八・八〇～一〇七・四五メートル
	後	二八・八〇～一一〇・三一メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号及び五十二号	甲斐市下今井字主水三六八八番一地先から同市下今井字上ノ山三四八一番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月三日

○関東地方整備局告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第七十四号線
三　事業施行期間　自平成二十四年十月三日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都中野区中野四丁目、新井二丁目及び野方一丁目地内
使用の部分　なし